

植物防疫法施行規則の一部改正案及びカナダ産ランバート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第7条第1項においては、何人も、同項に規定する輸入禁止品を輸入してはならない旨を規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第1号において、「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの」と規定している。
- (2) 当該規定を受け、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第9条第1号においては、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表2に定める旨を規定している。

現在、カナダから発送され、又はカナダを経由したさくらんぼの生果実については、検疫有害動植物であるコドリングアの発生がカナダにおいて確認されていることから、規則別表2の5の項において、輸入禁止品とされている。
- (3) この例外として、臭化メチルクン蒸処理によるコドリングアの殺虫処理技術が開発されたことから、昭和57年5月以降、カナダから輸入されるランバート種に限り、くん蒸されている等の条件付きで輸入を認めているところである。

2. 改正の趣旨

- (1) 平成18年、カナダは我が国に対し、カナダ産さくらんぼ生果実について、くん蒸によらない方式による全品種の輸入が可能となるよう、輸入検疫条件の変更を要請した。
- (2) その後、当該方式について、カナダで調査が実施され、その結果について、科学的な分析を行った結果、カナダ産さくらんぼ生果実の全品種をくん蒸によらない方式で輸入しても、コドリングアが我が国に侵入する可能性は無視できるほど小さいとの結論に至った。
- (3) このため、当該方式によるカナダ産さくらんぼ生果実の全品種の輸入が可能となるよう、規則等の改正を行うもの。
- (4) なお、当該方式は、既に、ニュージーランド産、オーストラリアのタスマニア産、米国産及びチリ産のさくらんぼ生果実で導入されている。

3. 改正案の主な内容

- (1) 規則の一部改正
規則別表2の付表第20において、「ランバート種の」を削る。
- (2) 告示の一部改正
昭和57年5月20日農林水産省告示第781号において、くん蒸によらない方式を追加する(その主な内容は次のとおり。)
 - カナダ植物防疫機関により指定された生産地で生産されること
 - 指定された生産地で、コドリングアのトラップ調査が定期的に行われ、トラップ1個当たりの平均誘殺虫数が一定数以下であること
 - 生果実調査が、指定された生産地又はこん包施設で行われること

4. 今後のスケジュール

改正規則及び告示の公布・施行：平成30年7月上旬(公布日施行)